

長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

新				旧																															
<p>(図書館運営協議会)</p> <p>第4条 図書館に法第14条第1項の規定に基づき、長久手市中央図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 <u>協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から長久手市教育委員会が任命する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称\ 使用区分</th> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AVルーム</td> <td>2,650円</td> <td>2,650円</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>ギャラリー スペース</td> <td>＼</td> <td>＼</td> <td>3,060円</td> </tr> </tbody> </table>				名称\ 使用区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	AVルーム	2,650円	2,650円	5,300円	ギャラリー スペース	＼	＼	3,060円	<p>(図書館運営協議会)</p> <p>第4条 図書館に法第14条第1項の規定に基づき、長久手市中央図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称\ 使用区分</th> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1,630円</td> <td>1,630円</td> <td>3,260円</td> </tr> <tr> <td>AVルーム</td> <td>2,650円</td> <td>2,650円</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>ギャラリー スペース</td> <td>＼</td> <td>＼</td> <td>3,060円</td> </tr> </tbody> </table>				名称\ 使用区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	会議室	1,630円	1,630円	3,260円	AVルーム	2,650円	2,650円	5,300円	ギャラリー スペース	＼	＼	3,060円
名称\ 使用区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで																																
AVルーム	2,650円	2,650円	5,300円																																
ギャラリー スペース	＼	＼	3,060円																																
名称\ 使用区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで																																
会議室	1,630円	1,630円	3,260円																																
AVルーム	2,650円	2,650円	5,300円																																
ギャラリー スペース	＼	＼	3,060円																																